

宝塚市日中一時支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、宝塚市地域生活支援事業実施要綱第142条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する市町村の地域生活支援事業における日中一時支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施要領における用語の意義は、次の各号に掲げる法令等の例による。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年省令第171号。以下「障害福祉サービス事業等運営基準」という。）
- (5) 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害福祉サービス事業等運営通知」という。）

(基本方針)

第3条 日中一時支援に係るサービス（以下「サービス」という。）は、^{がい}障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日中（原則午前8時から午後6時まで）における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供することができるよう、当該障害者等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、見守り、排せつ、飲水、食事の介護その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する施設において、宝塚市地域生活支援事業実施要綱第105条第1号の日中一時支援事業を行う者については、障害福祉サービス事業等運営基準第6章の短期入所に関する基準及び障害福祉サービス事業等運営通知中の短期入所（併設事業所）に関する規定を準用するものとし、次条以下の規定は、適用しない。（第5条第1項を除く。）
- 3 この事業（前項の施設が行う日中一時支援事業を除く。）の実施地域は、宝塚市域の区域内とする。ただし、宝塚市に隣接する交通至便な区域にあり、第4条の事業者が利用者に対し実費相当以下の低廉な料金に基づく送迎のサービスを提供する場合であって、かつ、宝塚市

が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(事業者)

第4条 日中一時支援事業を行うことができる者（以下「日中一時支援事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者のうち、指定短期入所事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた障害者支援施設
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、指定障害福祉サービスの事業実績が1年以上ある者

(介護職員の員数及び報酬)

第5条 日中一時支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中一時支援事業所」という。）ごとに置くべき介護職員は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程修了者等（以下「介護職員」という。）とする。

2 前項の介護職員の員数は、定員の数に応じ、**別表第1**のとおりとする。

3 日中一時支援事業に係る報酬は、**別表第2**のとおりとする。

(管理者)

第6条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がないときは、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 日中一時支援事業所は、当該事業の運営を行うために、第4条の事業所と同一敷地内において、次に掲げる設備を継続的に確保していなければならない。

- (1) デイルーム（障害者等が日中を過ごすために供する場所をいう。）
- (2) 食堂（日中一時支援事業の提供に支障がなければ、デイルームと兼用することができる。）
- (3) 洗面所
- (4) 便所

2 前項第3号及び第4号において、第2条各号に掲げる法令等に抵触せず、かつ、他の障害福祉サービス等の事業のサービスの提供に支障がないときは、当該障害福祉サービス等の事業に供する設備を日中一時支援事業に兼用することができるものとする。

3 第1項のデイルーム及び食堂の合計面積は、利用者1人当たり3㎡以上でなければならない。

4 日中一時支援事業所には、手指の消毒器具その他サービス提供に必要な備品を備えなければならない。

(定員の遵守)

第8条 日中一時支援事業所は、その利用定員を15人以下とする。ただし、第4条第1号に規定する事業所は、短期入所事業の利用定員を日中一時支援の利用定員とする。この要領に規定する要件を満たし、かつ、市長が特別に認めた場合は、一時的に利用定員を超える利用定員とすることができる。

2 日中一時支援事業者は、登録申請した利用定員以上の利用者に対して同時にサービスを提供してはならない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び手続きの説明)

第9条 日中一時支援事業者は、支給決定障害者等が利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定による説明を行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(提供拒否の禁止等)

第10条 日中一時支援事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第11条 日中一時支援事業者は、宝塚市（以下「市」という。）又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 日中一時支援事業者は、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(給付資格の確認)

第13条 日中一時支援事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によりサービスの給付資格を確認するものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 日中一時支援事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(他の事業者等との連携)

第15条 日中一時支援事業者は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の地域生活支援事業者その他福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用記録等)

第 16 条 日中一時支援事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び時間、利用者及び従業者の氏名その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(利用者負担額の受領)

第 17 条 日中一時支援事業者は、サービスを提供した際は、利用者又はその扶養義務者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 日中一時支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、食費（食材料費と食事の提供に係る人件費をいう。）、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者又はその扶養義務者から受けることができる。

3 日中一時支援事業者は、前 2 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

4 日中一時支援事業者は、第 1 項及び第 2 項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービスの取扱方針)

第 18 条 サービスの提供は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じ、利用者の自立した日常生活を営むための支援として、適切な技術をもって行わなければならない。

2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 日中一時支援事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供しなければならない。

(健康管理)

第 19 条 日中一時支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(利用者の家族との連携)

第 20 条 日中一時支援事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時の対応)

第 21 条 日中一時支援事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 22 条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) サービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) サービス利用にあたっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障碍の種類を定めた場合には当該障碍の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 23 条 日中一時支援事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、日中一時支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 日中一時支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第 24 条 日中一時支援事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 25 条 日中一時支援事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 日中一時支援事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 日中一時支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(秘密保持等)

第 26 条 日中一時支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 日中一時支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 日中一時支援事業者は、他の事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第 27 条 日中一時支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、その提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。

3 日中一時支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 28 条 日中一時支援業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、これを記録しなければならない。

3 日中一時支援事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第 29 条 日中一時支援事業者は、従業者、会計及びサービス提供に係る諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 30 条 この実施要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、日中一時支援事業を実施していた事業者（第 3 条第 2 項の規定に該当する事業者を除く。）は、当分の間、従前の実施方法により日中一時支援事業を実施することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(日中一時支援事業に係る経過措置)
- 2 施行日の前日において、現に改正前の宝塚市日中一時支援事業実施要領第5条第1項第2号の規定により生活支援員を配置している者については、令和4年3月31日まで、従前の例により配置することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(日中一時支援事業に係る経過措置)
- 2 施行日の前日において、現に改正前の宝塚市日中一時支援事業実施要領第4条第1号の規定により事業者の登録を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

定員	介護職員の員数	定員	介護職員の員数
1 人	1 人以上	9 人	3 人以上
2 人	1 人以上	10 人	4 人以上
3 人	1 人以上	11 人	4 人以上
4 人	2 人以上	12 人	4 人以上
5 人	2 人以上	13 人	5 人以上
6 人	2 人以上	14 人	5 人以上
7 人	3 人以上	15 人	5 人以上
8 人	3 人以上		

別表第 2（第 5 条関係）

利用時間	区分 1	区分 2	区分 3	備 考
1 時間未満	105 単位	158 単位	210 単位	1 報酬は、利用者 1 人当たりの利用時間に応じ、1 時間単位（40 分未満切り捨て）で算定するものとする。 2 加算については、 入浴介助加算（区分 3 のみ） 50 単位 送迎加算（片道） 54 単位 重度障害者支援加算 50 単位 とする。 ※重度障害者支援加算は短期入所基準を準用する。 3 1 日当たりの利用時間は、8 時間を上限とする。 4 報酬には、特甲地加算（10.6 円 / 単位）を適用する。ただし、事業の実施地域が宝塚市以外の市町村の区域である場合は、当該市町村に適用される加算を適用する。
1 時間以上 2 時間未満	210 単位	315 単位	420 単位	
2 時間以上 3 時間未満	315 単位	473 単位	630 単位	
3 時間以上 4 時間未満	420 単位	630 単位	840 単位	
4 時間以上 5 時間未満	505 単位	758 単位	1,010 単位	
5 時間以上 6 時間未満	590 単位	885 単位	1,180 単位	
6 時間以上 7 時間未満	675 単位	1,013 単位	1,350 単位	
7 時間以上 8 時間以下	760 単位	1,140 単位	1,520 単位	